

甲斐敷島梅の里クラインガルテン休憩施設付き市民農園会員利用規約

〔目的〕

第1条 この会員利用規約は、甲斐敷島梅の里クラインガルテンの事業理念に賛同し、「利用者宣言」にのっとり、美しく秩序あるクラインガルテンの利用と管理を行うことを目的とする。

〔利用会員資格〕

第2条 甲斐敷島梅の里クラインガルテンの利用会員は次の条件を満たすものとする。

- (1) 「事業理念」「利用者宣言」に賛同すること。
- (2) 利用会員自身がクラインガルテンを利用し、菜園の耕作ができること。ただし、年間を通して、利用会員が許可する場合、複数の他者も利用会員の区画を利用できるものとする。その場合、利用の管理責任は利用会員が負うものとする。
- (3) 契約する利用会員は、営利目的で第三者に区画の使用をさせないものとする。
- (4) クラインガルテン園共用部分における共同作業に参加できること。年1回は、利用会員もしくは利用会員の家族等が参加できること。
- (5) お世話役農家、地元の農家、住民の方との人的交流をする意志があり、交流イベント、オプションの倶楽部活動に積極的に参加できること。
- (6) クラインガルテン園また、利用区画を美しい景観に保つために、清掃・除草・整理整頓を心がけ、美しい景観を損ねないような私物の置き方、菜園づくり、庭づくりに配慮すること。
- (7) この利用規約を遵守できること。

〔利用の申し込み・契約〕

第3条 利用を希望する者は、事業主体が用意する申し込み用紙に記入の上、所定の書類を作成し、申し込み期限までに提出すること。

- 2 利用を希望する者は、必ず「現地見学会」に参加するか、事業主体担当者が案内する「現地見学」に同行し、クラインガルテン園を確認すること。
- 3 事業主体から利用許可通知があった場合、規定の期限までに契約書を提出すること。
- 4 契約期間は1年。毎年、4月1日より3月31日までとする。契約日から5年間、契約を更新することができる。
- 5 利用会員が、利用を解約したい場合、事業主体に12月20日までに解約の旨を申し出て、2月末日までに退去すること。

〔料金の支払い〕

第4条 入会契約金及び年会費は、利用初年度の所定の期限までに一括納入するものとする。

- 2 入会契約金及び年会費は、納入後は原則として返却しない。
- 3 入会后5年未満で退会した場合、入会契約金は原則として返却しない。

- 4 イベント参加費、オプション倶楽部活動の参加費は、参加を希望する場合、それぞれ指定の期限までに支払うものとする。

[クラインガルテンの利用]

第5条 作物の栽培は、有機土壌づくりを行い、低農薬で行うよう努めること。

- 2 クラインガルテン区画における樹木は、高さ5m以下とする。5mを超える場合、利用会員が剪定をするものとする。生垣は、1m以下とする。
- 3 利用会員は、クラインガルテン園及び区画において、騒音、悪臭、景観を損ねる利用を防止しなければならない。
- 4 区画から出る生ゴミ、可燃不燃ゴミは、所定の「ゴミ収集ルール」にのっとり、園内のゴミ集積所に出すこと。粗大ゴミは、所定の「ゴミ収集ルール」にのっとり、運営事務局に申し出て、所定の料金を支払い、引き渡すこと。
- 5 犬、猫などのペットは、屋外飼育はできない。室内での飼育は建物を傷めないようにし、騒音や臭気、散歩中のふんの片付け等に留意し、マナーのある飼育をすること。
- 6 利用に関しては、「管理運営事務局」「お世話役農家」が利用会員に対し、よりよい作物の栽培や景観の保全、利用マナー等についての指導や助言を行うものとする。
- 7 利用会員は、クラインガルテン利用、地域での生活や観光、野菜の栽培について担当する「お世話役農家」「事務局」に助言と指導を求めることができる。

[区画内施設の改修・修繕]

第6条 区画内の施設建物、生け垣、は、改修を認めない。クギ打ち、壁紙貼り、塗装等も認めない。

- 2 建物内のエアコン取り付けは、所定の場所のみ設置すること。
- 3 取り付け設備の故障は、運営事務局に申し出ること。利用者の利用不備による故障の場合、修繕費を請求することがある。利用会員と事業主体との協議の上、決定するものとする。

[園内の管理]

第7条 クラブハウス内の運営事務室は、日勤で管理人が常駐する。(時間帯 9:00~17:00) 月曜日ただし月曜日が祝日の場合はその翌日と 12/29~1/3 は休館とする。

- 2 園内の見回りは、毎日2回、運営スタッフが行う。区画内については、外部からの見回りのみとし、防犯・防火責任は、利用会員とする。
- 3 区画内施設の火災・破損については、利用会員の保険加入を勧める。

[事業主体からの契約の解除]

第8条 利用会員が、この規約に著しく反すると事業主体が判断する場合、事業主体は、利用会員と協議の上、改善の意思あるいは行動が認められない場合は、事業主体から一方的に契約を解除できるものとする。

2 契約を解除する通告をしてから1カ月以内に、利用者は退去しなければならない。その場合、入会契約金及び年会費は返還しない。

〔災害・犯罪の補償〕

第9条 事業主体は、利用会員が受けた災害・犯罪（盗難・破損等）について、その責を負わず補償しない。

〔損害賠償〕

第10条 利用会員がクラインガルテン園の施設を損壊した場合、その責任において改修すること。

2 クラインガルテン園内での、車両事故、人身事故については、事業主体はその責を負わない。

〔退会にあたって〕

第11条 利用会員は、利用契約を解約し退出する際は、施設や菜園を、入居時の状態に戻すものとする。

2 菜園に撒いた種子、苗がある場合、事業主体にその旨を伝え、利用会員は客土のし直し等の処置をして元の状態に戻すものとする。客土は事業主体の負担とする。

〔その他〕

第12条 この規約の他に、クラインガルテン運営に関して必要な事項は別途定める。

〔施行期日〕

1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。